

次世代育成支援対策推進法と女性の活躍推進法に基づく仕事と家庭の両立支援のための

## 社会福祉法人雄勝なごみ会 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備と、より一層女性の活躍を推進できるよう『次世代育成支援対策推進法』『女性の活躍推進法』の趣旨に賛同し、次のとおり『一般事業主行動計画』を策定する。

I. 計画期間 平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日 (5年間)

II. 計画内容

### 1. 子育てを行う労働者等に対する雇用環境整備（次世代育成法）

#### 目標1

子供が保護者である労働者の働いているところを実際に見ることが出来る「子供参観日」の実施

#### <取組内容>

- ① 就学児童を持つ労働者に夏季休暇等活用し実施する。
- ② 実施後、参加児童・保護者へアンケートを実施し、次年度につなげる。

### 2. すべての職員に対する雇用環境整備（女性の活躍推進法）

#### 目標2

利用可能な両立支援制度に関する労働者への周知徹底。

#### <取組内容>

- ① 毎年度に、子の看護休暇・介護休暇・メモリアル休暇（有給）の利用状況を把握し、働きやすい職場環境の向上に努める。
- ② 課題や改善点について各事業所が把握し次年度につなげていく。

#### 目標3

すべての労働者を対象に、各自の役割に必要な専門性やマネジメント能力付与のための研修会を企画し、その中から年2回以上実施する。

#### <取組内容>

- ① 新任者研修会1（毎年度3月）
- ② 新任研修会2（新任者と介護未経験者）
- ③ 実務者研修（3～5年） 業務管理及び介護リスク管理
- ④ 副主任～係長 指導者研修
- ⑤ 管理職研修 労務管理 経営管理